

施策

2

人権・多文化共生



令和9年度（2027年度）末に

めざす状態

（施策目標）

互いの個性を認め合い、尊重し、支え合う
市民が増えている

施策の主な方向性

（1）人権課題に対する取組の推進

① 人権教育・啓発の推進

人権について正しい知識や情報を持つよう、市民への人権教育・啓発とともに、職員への研修を推進します。

② 関係機関との連携による支援

国、県及び関係機関等と連携し相談に対する適切な対応、支援を行います。

（2）多文化共生※¹の推進

① 外国人住民との相互理解の促進

多文化共生社会の実現に向け、庁内連携や関係機関の協力を得て、生駒市国際化基本指針に基づく取組を更に推進します。地域に暮らす外国人住民に対する支援と外国人住民の地域活動への参画を促進し、地域住民との相互理解を深めます。

（3）男女共同参画の推進

① 男女共同参画の意識醸成と女性活躍推進

啓発講座やイベント等の各種事業の実施や、参加者増加に向けた取組を進め、男女共同参画を推進します。女性活躍で必要となる女性の管理職登用や男性の家事・育児参画等を、市職員等市内部から推進するとともに、男女共に働きやすい職場の実現に向けて、事業者等へも働きかけます。

② 相談事業等の充実

誰もがジェンダー※²にとらわれずに、自分らしい選択や決定をしていけるよう、相談事業の実施等によって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 人権啓発に係る市民集会や人権教育講座「山びこ」等への参加、啓発DVDの学習利用、人権教育地区別懇談会の開催等、人権意識の向上に向けた取組を行う。（市民・事業者）
- 自治会等が取り組む複合型コミュニティ※³（愛称：まちのえき）等で、地域住民と外国人住民の交流の場づくりを行う。（市民・事業者）
- 各種講座やイベントに参加し、学んだことを家庭や社会で実践する。（市民・事業者）
- イクボス※⁴宣言等、ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた取組や事例を知り、それぞれに合った仕組みづくりを行う。（事業者）

※1 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※2 ジェンダー：社会的、文化的につくられた性差で、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のこと。生物学的な性別（セックス）と区別される。

※3 複合型コミュニティ：施策1参照。

※4 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。

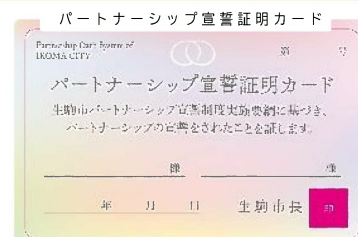
※5 性的マイノリティ：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、同性愛等の性的志向を持つ人等、性のあり方において少数派となる人。性的少数者。

※6 ファミリーシップ制度：性的マイノリティ等のパートナー同士と、同居するこどもを家族として自治体が認証する制度。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① ハラスメントやインターネット等による人権侵害、性的マイノリティ※⁵への偏見や差別等の新たな問題、従来からの同和問題や高齢者、障がい者、女性等に関わる多様な人権問題に対応するため、様々な課題をテーマとして市民集会や講演会等の人権教育・啓発を実施し、人権尊重のまちづくりを推進しています。
- ② 生駒市犯罪被害者等支援条例を施行し、包括的な人権施策のみならず、犯罪被害者や遺族への支援等、様々な人権課題への対応も進めています。
- ③ 性的マイノリティのカップルが、互いをパートナーとして宣誓し、市長が認証する「生駒市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。
- ④ 市ホームページの多言語翻訳対応や広報紙の10言語配信等、外国人住民へ情報を提供しています。
- ⑤ 多文化共生社会の実現に向けて、国際交流イベント「いこま国際 Friendship フェスタ」の開催等、交流を促進しています。
- ⑥ 男女共同参画推進のための講座受講をきっかけとして、定期的集まり、情報交換を行う市民グループが立ち上がっています。
- ⑦ 男女共に働きやすい職場環境の促進のため、「生駒イクボス宣言」に関わる事業者の増加に向けた取組を進めています。



主な課題

- ① 人権問題は多岐にわたり、また急激に変化する社会的背景を踏まえて取り組む必要があります。このため、従来からの問題に加え、新たな問題にも対応した人権教育・啓発が求められます。
- ② 人権教育・啓発に係る講演会の参加者数及び貸出用DVDの利用者数の伸び悩みが課題です。
- ③ 「生駒市パートナーシップ宣誓制度」に関して、他の自治体との連携やパートナーのこども等を含めたファミリーシップ制度※⁶の検討が課題です。
- ④ 技能実習制度による外国人労働者の増加、コロナ禍を経た生活様式の変化等、外国人住民を取り巻く課題の把握や対応する取組が求められています。
- ⑤ 文化や言葉の違いにより地域で孤立しがちな外国人住民に対し、相互理解を深めるため、地域住民との交流機会を増やす必要があります。
- ⑥ 男女共同参画推進に向けて、相談内容の傾向を分析し、DV防止や女性活躍等、多岐にわたるテーマについて、啓発講座の内容を決定する等、変化する社会情勢を捉えた効果的な事業実施が課題です。
- ⑦ 産学官が集い、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるワーク・ライフ・バランスを積極的に進める「生駒イクボス宣言」への参画について、事業者のメリットを訴求する等、拡大に向けた取組が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

人権施策に関する基本計画、
国際化基本指針、外国人住民教育指針、
男女共同参画行動計画、特定事業主行動計画

関連する他施策の主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、
障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画
教育大綱、商工観光ビジョン、自殺対策計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I

日常生活において、人権感覚を身につけている人の割合（％）

策定時 (R4)	目標値 (R9)
33.0	35.0

II

市民主体の国際交流取組箇所数（箇所）

策定時 (R5.11)	目標値 (R9)
0	3

III

イクボス宣言事業者数（事業所）

策定時 第1期 (R1)	策定時 第2期 (R4)	目標値 (R9)
56	57	72